

3 非常災害対策について

3-1 非常災害対策計画の策定の手引について

「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」（平成29年8月北海道保健福祉部作成）では、各施設が計画等の整備・見直しを進めることができるよう、国通知や他県の災害対応マニュアル等を参考に、非常災害対策計画に盛り込む項目（案）とその内容について、ポイントをまとめている他、平成30年に発生した豪雨災害及び胆振東部地震において顕在化したライフラインの確保に向けた課題等について、各施設等が速やかに必要な対策をとることができるよう、令和元年7月に改訂が行われました。

その後も、令和2年7月熊本県球磨村で発生した豪雨では、高齢者福祉施設が被災するなどの事象が生じたことから、令和3年5月に水防法、土砂災害防止法及び災害対策基本法が改正され、避難情報の改善が図られています。

さらに、令和3年度から、介護・障がい福祉サービス事業者には、災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築を図る観点から、業務継続に向けた計画等の策定及び研修・訓練（シミュレーション）の実施が義務づけられたことから、関連法律の改正等のポイントを盛り込み、令和4年8月に本手引きが改正されました。

＜社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引の構成及び改正内容＞

項目	内容
1 対象となる社会福祉施設等	高齢者施設（入所、通所、市町村所管）、障がい者施設（入所、通所、福祉施設等市町村所管）、障がい児施設（入所、通所、市町村所管）、児童施設、保護施設等
2 非常災害対策計画の策定に当たっての留意点	(1)非常災害対策計画とは：災害発生時の基本行動等 (2)想定する災害：火災、地震、風水害、土砂災害、津波、火山等（参考情報サイトを最新の状況に更新） (3)人命の安全：人命を最優先した適切な行動 (4)内容の簡素化、明確化：図表を用いる等、シンプルかつ具体的に作成 (5)意見の集約：多くの職種、部門からの意見聴取 (6)利用者等の心身の状況の把握：利用者に合わせて情報伝達や避難方法等 (7)避難訓練の実施と計画の不断の見直し：常に点検し、最新のものに更新 (8)地域の関係者との連携・協力：関係者と課題や対応策を共有
3 非常災害対策に盛り込む項目（例） 【※下線は、厚生労働省が最低限盛り込む項目としているもの】	<u>(1)</u> 施設等の立地条件：市町村等に確認し記載 <u>(2)</u> 施設等の構造・設備：確認の上記載し、定期的に点検 <u>(3)</u> 災害に関する情報の入手方法：市町村、消防等と事前に協議 <u>(4)</u> 災害時の連絡先及び通信手段の確認：職員間、関係機関、利用者の家族等との連絡体制の確立（複数の通信手段の確保、SNSの活用等） <u>(5)</u> 避難を開始する時期、判断基準等：立地条件等に応じた基準設定 <u>(6)</u> 避難場所：災害の種類や規模に応じ確保

	<u>(7)</u>避難経路：不測の事態に備え、複数の経路を設定 <u>(8)</u>避難方法：利用者の状態ごとに設定 <u>(9)</u>災害時の人員体制、指揮系統：職員の役割分担等 (10) 停電・断水時の対応：最低3日間の備蓄、電力や水などライフラインについて、整備が必要な項目をより具体的、詳細に記載 <u>(11)</u>関係機関との連携体制：協力体制の整備 (12) 避難・救出その他必要な訓練及び防災教育：年1回以上実施 (13) 食料及び避難や誘導に係る非常用資機材の備蓄：確保状況と点検状況、食料、飲料水、生活必需品等について、利用者だけでなく、職員や避難者の分も含めた十分な物資の確保や保管場所などの留意事項を記載 (14) 留意事項：非常災害対策計画のほかに、BCP（業務継続計画）を予め整理、平常時から訓練や物資の点検等を実践することが望ましい
別紙	1 危険区域等の概要と確認先 2 避難情報の内容：内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に基づき、警戒レベルを追加し、避難のタイミングを明確化 3 主な気象情報における発表基準と住民のとるべき行動（例）
【参考】	非常災害対策計画の策定例

社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引の掲載場所：

[社会福祉施設等の防災防犯対策について - 保健福祉部福祉局地域福祉課 \(hokkaido.lg.jp\)](http://hokkaido.lg.jp)

3-2 避難確保計画について

要配慮者利用施設（※１）は、介護保険法等の事業法（※２）や関連する通知等により、非常災害に関する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」とする）の作成が求められるとともに水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画に記載された施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画（以下、「避難確保計画」とする）の作成が義務づけられます。

※1 水防法及び土砂災害防止法では、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する施設のこととされています。

※２ このほか、老人福祉法、障害者総合支援法、生活保護法、児童福祉法、母子保健法、売春防止法が該当する。

避難確保計画は、介護保険法に策定義務が定められたものではありませんが、社会福祉施設等の利用者の安全確保に向け、福祉部局と防災部局とで連携し、非常災害時における避難が円滑に進むよう取り組むものであるため、道では、令和２年３月３１日付けで現況報告書の様式を改正し、介護保険施設等における策定状況を報告させることとされています。